

令和 6 年 5 月 19 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01203

研究課題名（和文）自動運転自動車の事故の責任追及の枠組みと必要な情報の取得に関する法的検討

研究課題名（英文）Framework for pursuing criminal liability for accidents involving automated vehicles and legal considerations for obtaining necessary information

研究代表者

星 周一郎（HOSHI, Shuichiro）

東京都立大学・法学政治学研究科・教授

研究者番号：10295462

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：自動運転自動車の事故発生時における、特に刑事法的な責任の判断のあり方について、交通事犯における刑事責任追及のあり方の再確認、道路交通法で新設された「特定自動運行」における責任追及のあり方、これらの判断にとって必要不可欠となる、自動走行における関連データの保全・収集に関する法的課題、いわゆるコネクティッド・カーで問題となりうる、サイバーセキュリティと情報収集の在り方について、一定の知見を得て、論文等で公表した。以上の研究においては、文献調査研究等に加え、警察庁、経済産業省、NISCサイバーセキュリティ協議会等の関係機関での研究会等にも関与し、その成果も積極的に取り入れた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、レベル4の自動運転の実証研究が開始された現状において、交通事犯における従来の法的責任追及のあり方が、将来にわたり大きく異なっていく可能性があるとの認識のもと、特定自動運行という新たな法的枠組みにおける関与者の責任分担の法的な分析、さらに、運行記録（データ）に依存した捜査が行われることが想定されるなか、サイバーセキュリティの視点も踏まえて、そのデータ収集に関連する法的課題を整理、分析した。以上の研究に基づき、今後の関連分野における議論に資することを目的とした点において、その学術的意義や社会的意義が認められると考えている。

研究成果の概要（英文）：With regard to how criminal liability should be determined in the event of an accident involving an automated vehicle, in particular, we obtained certain knowledge on (1) how criminal liability should be pursued in traffic crimes, (2) how liability should be pursued in "specified automated driving," which was newly established in the Road Traffic Law, (3) legal issues regarding the maintenance and collection of related data in automated driving, which is essential for making these determinations, and (4) cyber security and information collection, which can be problematic in the connected car.

In this research, we were involved in study groups of related organizations such as National Police Agency, Ministry of Economy, Trade and Industry, NISC Cyber Security Council, etc., and actively incorporated the results of these meetings.

研究分野：刑法、情報法

キーワード：自動運転 特定自動運行 刑事過失責任 情報の共有 サイバーセキュリティ

1. 研究開始当初の背景

近年、自動車の自動運転技術の進展に伴い、自動運転自動車の事故時の法的責任のあり方が、重要課題として認識されるようになってきている。さらに、自動運転における AI 技術の利用なども視野に入れ、時には、責任主体のあり方に関する(法)哲学的観点に基づく「そもそも論」といった、興味深い議論も、しばしば展開されてきたところである。

もっとも、従前の議論は、自動運転自動車の事故の原因が判明している状況を念頭に置いた上で展開されてきたように思われる。しかしながら、現実には、事故原因の究明のためには、自動運転自動車から運転に関する情報(記録・ログ)等の取得が必要とされることになる。この大前提となるべき、自動運転自動車の事故時に、どのようなデータを取得すべきか、あるいは、それに備えてどのような情報を記録、保存させるようにすべきかについての意識的な議論がなされていないとは必ずしもいえない状況があった。

本研究は、以上のような問題意識から、交通事故における刑事責任追及の文脈を踏まえつつ、電子データ(ログ)の取得や情報提供の在り方について考察を試みようとしたものである。

2. 研究の目的

自動運転自動車による事故の分析のためには、従来型の実況見分に加えて、運転の記録が必要となりうる。その場合、いかなる情報が必要となるのかについては、誰にどのような刑事責任追及をすべきなのか、という観点での検討を要することになる。

また、たとえば、当該自動車の移動履歴等の位置情報や、運転判断のための映像データなど、事故当事者らのプライバシーの利益とも深くかかわり得る情報が含まれる。そのため、事故原因を分析・究明するための位置情報や映像データ等の取得が、どのような形で認められうるかが、別途法的な検討課題となり得る。

以上の問題意識から、自動運転自動車の事故に関する記録をめぐる法的諸問題の現状と解決のための視座を明らかにすることを、本研究の目的とした。

3. 研究の方法

(1) 前提事項として、交通事故における刑事責任のあり方について、検討した。具体的には、危険運転致死傷罪と過失運転致死傷罪との区別の妥当性などを検討し、自動運転自動車で事故における刑事責任追及に関する基本的視座を確認した。

(2) 自動運転に関しては、技術開発も社会実装もまだ途上にあるため、警察庁をはじめとする検討会に参加する機会が得られたことから、自動運転に関する最新の技術動向や実証実験に関する情報を収集し、研究を進めるための基礎資料を得た。

(3) 以上と並行して、移動履歴等も含めた自動運転の記録(ログ)の法的性質や、その取得手法のあり方に関して、新たなプライバシー概念の内実を明らかにしつつ、検討を進めるために、従来の判例などを対象にした検討を行った。さらに、サイバーセキュリティとの関連において、インシデント情報の共有・公表のための法的枠組みの検討を行い、自動運転自動車の事故時ににおけるデータ提供の法的課題を検討するために参考となる視座を得るための研究を行った。

4. 研究成果

(1) 交通事故に関する現在の刑事責任追及に関しては、まず、危険運転致死傷罪と過失運転致死傷罪との区別について、規範的構成要件要素・主観的構成要件要素への依拠の程度が大きく、現在の人による運転での事故に対する法的な対応としても、問題が残っていることを、派生的な観点から、指摘した。

その上で、自動運転自動車による事故、とりわけレベル4以上の自動運転での事故の場合、客観的な事象からの判断が中心となることが想定されるため、現行法の枠組みをそのまま維持すること前提にした場合、令和4年の道路交通法の一部改正により導入された、特定自動運行システムの中で、関与者ごとの過失の有無を判断していくことが必要となる旨を指摘した。

なお、それとの関連で、過失犯における違法性の意識の可能性という、従来、あまり論じられてこなかった論点についても研究をし、今後の検討のための基本的視座を提示した。

(2) 自動運転をめぐる状況については、研究分担者の木村において、令和3年度「警察庁 自動運転の実現に向けた調査研究会」の委員、また、引き続き令和4年度の「警察庁 自動運転の拡大に向けた調査検討委員会」の委員を務めたほか、研究代表者の星において、年度途中から同委員会の検討会の委員を交代し、引き続き、令和5年度の「警察庁 自動運転の拡大に向けた調査検討委員会」の委員を務めた。そして、これらの委員会での議論を通じて、自動運転の実現に向けた諸外国の動向やレベル4相当の自動運転に関連する法制度の情報収集や研究を行い、調査研究報告書の作成に携わった。

その他に、以上の検討の前提となるサイバーセキュリティ論の実務的動向に関しては、研究分担者である前田において情報収集や分析を行い、本研究にとって必要な情報を提供した。

(3) 移動履歴等も含めた自動運転自動車の運行記録(ログ)の法的性質に関しては、いわゆる

「GPS 事件」に関する最高裁平成 29 年大法廷判決を改めて検討対象として、強制処分法定主義を定める憲法 35 条との関連で、住居等に類する新たなプライバシー概念が生じていることを明らかにしつつも、それを技術によって強制処分性をなくす可能性があることを指摘した。また、サイバーセキュリティに関しては、被害情報をいち早く共有する、場合によっては、早期の公表が必要である一方、被害者側のプライバシーの利益やレピュテーション・リスクに対する懸念から、情報共有がされない可能性がある。そのため、サイバーセキュリティ上の被害情報には、いくつかの異なる性質があることから、それらを整理し、サイバーセキュリティにとって必要であり、かつ被害者側のプライバシーの利益や情報のみを共有し、また公表をする際の基本的視座を明らかにする必要がある。星においては、以上の問題意識に基づき開催された、サイバーセキュリティ協議会での研究会、警察庁における研究会、および経済産業省における研究会の主旨をそれぞれ務め、報告書の作成に携わったほか、そこで得られた知見を論文として公表した。

また、AI の利用と人の法的責任との関係を考えるための基礎として、警察活動や犯罪捜査活動における AI の利用という観点からも検討を行い、従来の人による活動との相違や正確性の担保が、プライバシーの利益への影響にどのように影響をするかを分析し、基本的な視点を公にしている。

(4) 以上の研究内容について、随時、「5 . 主な 発表論文等」記載の論文や学会発表等により公表した。そして、これらの検討を通じて、近い将来に想定される、自動運転の社会実装が実現された状況において、自動運転自動車の刑事責任追及をするために必要な情報の性質や収集法的視点を、今後の社会状況における刑事法のあり方に対する示唆も含めて提示するという、当初の研究目的を一定程度実現した研究成果を挙げることができたものと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計20件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 63巻1号
2. 論文標題 自動運転自動車の刑事責任をめぐる議論の動向・覚書 令和4年改正道路交通法を契機として	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 93-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 507号
2. 論文標題 防犯カメラと刑事手続（特集・国民と刑事手続の関わり）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 10-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 129巻6=7号
2. 論文標題 「進行を制御することが困難な高速度」の意義 危険運転致死傷罪の「想定」と実態	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 521-549
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 25巻
2. 論文標題 サイバーセキュリティの普遍化とその対応の変化	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 警察政策	6. 最初と最後の頁 23-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 61巻3号
2. 論文標題 サイバーセキュリティと刑事法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 147-152
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田 雅英	4. 巻 63巻1号
2. 論文標題 公共空間の法的保護としてのサイバーセキュリティ	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 68巻3号
2. 論文標題 サイバーセキュリティと情報共有組織の意義 日本サイバー犯罪対策センター (JC3) の活動とその成果、今後の展望を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 55-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 744
2. 論文標題 リモートアクセスによる搜索・差押え・検証と「必要な処分」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 62巻2号
2. 論文標題 目的犯の目的要件は何を目的とするのか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 95-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 24
2. 論文標題 デジタル時代の捜査とプライバシー概念との相関	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 警察政策	6. 最初と最後の頁 138-158
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田 雅英	4. 巻 62巻2号
2. 論文標題 自動運転車の刑事過失責任の序論的考察 自動運転レベル2について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 前田 雅英	4. 巻 75巻3号
2. 論文標題 日本のサイバーセキュリティ戦略と警察庁サイバーセキュリティ政策会議	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 警察学論集	6. 最初と最後の頁 55-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村 光江	4. 巻 19号
2. 論文標題 特殊詐欺と準備罪	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法務研究 (日本大学法科大学院紀要)	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 76巻8号
2. 論文標題 サイバー攻撃被害情報の共有・公表の意義と被害潜在化防止のための課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 警察学論集	6. 最初と最後の頁 109-137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 64巻2号
2. 論文標題 過失犯における違法性の意識の可能性	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 27-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 140号
2. 論文標題 防犯カメラの高機能化とその利用に対する法的規制の新たな局面	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日防設ジャーナル	6. 最初と最後の頁 10-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 星 周一郎	4. 巻 76巻6号
2. 論文標題 AIを用いた警察活動におけるコンプライアンス上の課題について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 警察学論集	6. 最初と最後の頁 56-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田 雅英	4. 巻 64巻1号
2. 論文標題 原発事故と刑事過失	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 前田 雅英	4. 巻 900号
2. 論文標題 実務が「理論」を動かす	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村 光江	4. 巻 21号
2. 論文標題 近年の犯罪状況と今後の課題	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法務研究 (日本大学法科大学)	6. 最初と最後の頁 1-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 星 周一郎
2. 発表標題 サイバーセキュリティの普遍化とその対応の変化
3. 学会等名 警察政策学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 星 周一郎
2. 発表標題 サイバーセキュリティと刑事法（オーガナイザー）
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	前田 雅英 (Maeda Masahide) (60009842)	東京都立大学・法学政治学研究科・客員教授 (22604)	
研究分担者	木村 光江 (Kimura Mitsue) (50169942)	日本大学・法学部・教授 (32665)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------